

令和7年第2回見附市教育委員会定例会 議事録

○招集日時 令和7年3月19日（水）14時00分

○招集場所 見附市役所 4階大会議室

○会議に付した議件

議第10号 専決処分について（教職員人事の内申について）

議第11号 専決処分について（職員人事の内申について）

議第12号 学校耳鼻科医の委嘱および解嘱について

議第13号 学校薬剤師の委嘱および解嘱について

議第14号 見附市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第15号 見附市地域子育て支援拠点事業補助金交付要綱の制定について

議第16号 見附市子ども・子育て地域協議会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第17号 見附市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第18号 見附市産後ケア事業実施要綱の制定について

議第19号 見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第20号 見附市保育園等における業務効率化推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第21号 見附市保育対策総合支援事業補助金交付要綱の制定について

議第22号 見附市保育対策総合支援事業補助金交付要領を廃止する要領の制定について

○出席者（４名）

教 育 長	渡 邊 茂 夫
委 員	小 林 弘 武
委 員	小 倉 美 砂 子
委 員	齋 木 可 奈 子

○事務局出席者（８名）

教育部長兼教育総務課長	近 藤 芳 生
学 校 教 育 課 長	佐 藤 昌 弘
こ ど も 課 長	鈴 木 浩
主幹兼こども課長補佐	橘 和 紀
教育総務課長補佐	岩 崎 済
学校教育課長補佐	宮 田 雅 仁
こども課長補佐	矢 澤 明 美
副主幹兼総務管理係長	山 谷 一 憲

14時00分 開会

教 育 長

只今より、令和7年第2回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

現在の出席者4人であります。武田委員が欠席となります。

教 育 長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により齋木委員を指名します。

教 育 長

日程第2、報告1「3月市議会定例会一般質問について」を教育部長より報告願います。

教育部長

報告事項1「3月市議会定例会一般質問について」ご報告いたします。

今回の一般質問の通告で教育委員会関連のものとしましては、重信議員、樺澤議員、五十嵐議員、馬場議員、加藤議員の5名から質問がありました。その概要について報告いたします。

まず、重信議員から「公共施設のあり方について」質問がありました。

学校統廃合については、長寿命化工事を行った学校を含めた市全体の学校について教育委員会で策定予定の「適正配置等計画案」で検討することになることと、「学校配置等検討委員会」答申後のスケジュールについては、答申の内容をどのように反映させていくか、市民アンケート等を行いながら市長部局と連携して、教育委員会で具体的な案の検討を行い、令和7年秋を目途に「適正配置等計画案」を市民に提示したいと答弁いたしました。

次に、樺澤議員から「部活動地域移行の課題について」質問がありました。

部活動の地域移行を進めていくうえで経済的に困難な家庭への支援策については、就学援助費に費目を盛り込むことを検討していること、不登校対応については、子どもが孤立することなく社会とのつながりをもてるよう、子どもの状態に応じた場を用意することと個々の子どもの思いやニーズに寄り添いながら支援していくと答弁いたしました。

次に、五十嵐議員から「次期総合計画策定における意見集約と総合計画の背景となる人口ビジョン改訂案について」質問がありました。

現行の子育て支援策の効果検証と出生率向上に向けた政策については、支援策の一つ一つがどの程度効果を上げているのか検証することは難しいことと、働きながら子育てできる環境づくりと子育て世代の負担軽減策について大事な視点ととらえており、今後は出生率向上も重要な視点ととらえしっかり検討していくと答弁しました。

また、学校で総合計画のテーマに沿った授業の実施については、授業時数の制約などで様々な課題はあるが、子どもを対象としたふれあい懇談会などを開催し、市の未来について話し合うことを考えたいと答弁しました。

次に、馬場議員から「国家予算は過去最大の大軍拡・社会保障費の削減、異常な物価高騰に苦しむ市民の生活と安全を守る市政運営を求めて」の質問がありました。

名木野小学校の長寿命化計画事業における避難所設備工事については、水害において被災していることから、電源設備や受水槽を校舎2階相当の高さまで嵩上げを実施していることを答弁いたしました。

また、小中特別支援学校の教育環境については、長時間勤務に対する意識は一定程度の改善が図られているが、業務の多様化・複雑化、関係機関との対応などにより相当な時間が必要となっている状況や学校だけで解決できない問題も増えていることから、スクールソーシャルワーカーを活用し様々な事案に対応できる体制を整えるとともに教職員が子どもと向き合える時間の確保に努めたいと答弁しました。

次に、加藤議員から「見附市において安心安全の暮らしについて」の質問がありました。

原子力災害時の保育園等での対応について、原子力災害対応ガイドブックにある通り、原則休園とし、保育園活動中に原子力災害が発生した場合は、保護者に迎えを依頼し確実に引き渡すこと、緊急事態の場合は屋内退避や避難などの必要な対応をとることを答弁しました。

以上であります。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終了します。

次に、報告2「見附市立学校配置等検討委員会の答申について」を教育部長より報告願います。

教育部長

報告事項2「見附市立学校配置等検討委員会の答申について」 ご報告いたします。

令和6年5月31日に教育委員会から、「見附市における市立小中学校の適正規模・適正配置等の目指すべき教育環境に関する基本的な考え方と実現に向けた方策」について、見附市立学校配置等検討委員会に諮問を行い、18名の委員により延べ7回にわたり会議を重ねてきた結果、本日、令和7年3月19日に遠藤英和委員長より渡邊教育長に答申が渡されました。

この答申の内容をどのように反映させていくか、市民アンケート等を行いながら、教育委員会で具体的な案の検討を行い、令和7年秋を目途に「適正配置等計画案」を作成したいと考えております。

検討委員会は、学識経験者、地域関係者、保護者、学校関係者、一般公募の18名

で構成しており、5月31日を第1回検討委員会とし、計7回の検討委員会を開催しました。その後、本日3月19日を第8回検討委員会として、教育長へ答申を提出いただきました。

答申案については、「1 目指すべき教育環境に関する基本的な考え方」として、見附市の良さを生かしながら、地域と学校がともに協力して、今日的な課題に対応した構想のもとに児童生徒を育てることができるようにする。そのため、見附市立学校整備の基本方針を一部修正し、児童生徒が未来の創り手として資質能力を育むことができるような教育環境を目指すことが望ましい。

「2 目指すべき教育環境の実現に向けた方策」として、

(1) できるだけ早期に柔軟な学区の見直しを行い、統廃合を行うことで、持続可能な教育環境を実現するための規模に集約すること。

(2) 共創郷育による小学校と中学校が連携した一貫教育をより着実に推進できるよう、小中学校の学区について検討し見直しを行うこと。

(3) 現在のオープンスクール制度に加えて、複式学級のある小規模校から中大規模校への通学を可能とするなど、多様な学びの場を選べる環境を整備すること。

(4) 小中学校の再配置等は、児童生徒の負担や安全安心の確保に努め、地域事情を考慮した通学条件と通学手段を確保すること。

(5) 少子化の進捗状況を踏まえ、教育委員会は統廃合に向けた計画等を作成し、市民に対し丁寧な説明を行うこと。

これらを達成するため、見附市立学校配置等検討委員会の意見を資料とともに附帯事項として付すこととする。附帯事項は7つ示されています。

①学校施設の集約を行うことで、安全安心に学べる施設へ更新してもらいたい。あわせて長寿命化計画の見直しをすすめていく必要がある。

②中学校の統廃合については、小学校にも大きな影響を与えることから、総合的・

一体的に判断して統廃合計画を策定してもらいたい。

③学校を含む施設を集約することで魅力的な学校づくりを行ってもらいたい。

④学校を含む施設を集約したあとの子どもの居場所を確保してもらいたい。

⑤見附市らしい地域に寄り添った魅力ある教育に取り組んでももらいたい。

⑥学校統合後の空き校舎等については、どのように利用していくか検討し、地域が元気になるまちづくりを進めてもらいたい。

⑦統廃合計画を待たずに実現可能な施策は速やかに実施してもらいたい。

以上であります。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問ございませんか。

小林委員

検討委員会の名簿を拝見して、保護者のグループで所属の説明が無い方が2名いらっしゃいますが、これは市内全てのPTA会長を呼んだということでは無いと思うのですが、理由を聞かせてください。

教育部長

この2名の方々は、小学生以下の保護者という立場で参加いただいております。また、すべてのPTAから参加いただいていない、ということについては、委員全体で全ての学校を網羅しているということで、委員を選定しています。

齋木委員

この答申を受けて、市民アンケートも行いながら、令和7年の秋を目途に「適正配置等計画案」を提示するというスケジュールのようですが、私たちも考えを深める準備をしたいと思っていますので、具体的にどのくらいのところを目指して動いていくのか教えてください。

教育部長

今のところ想定しているのは、答申の中で集約ということ出ていますので、今後は教育委員会として、何年度までに何校にすることや集約する学校名など具体的なスケジュールを計画案として策定していきたいと考えています。

小倉委員

目指すべき教育環境ということで、例えば小規模校から大規模校へ行きたいという希望はあると思いますが、複式学級で学んでいる子どもたちが大規模校へ行きたいとなった場合、小規模校を維持していくことが難しくなると思います。委員からはそれでも良いという意見が出ているのでしょうか。

教育部長

小規模校から大規模校へ行きたいという意見は、数名の保護者から出ています。もちろん小規模校から子どもが抜けると更に小規模校になるという話も出ていましたが、大勢の中で切磋琢磨したいというお子さんもいらっしゃいますので、その地域に生まれたからその地域の小規模校に通う、ということだけでなく、自分の学びたい環境を選べるのが大事ではないか、ということで委員会の中で議論し答申として示されたものです。

教 育 長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、次に、報告3「学校給食費の改定について」を教育部長より報告願います。

教育部長

報告事項3「学校給食費の改定について」 ご報告いたします。

市では、令和5年度、6年度と2年続けて学校給食費を値上げしましたが、長引く

ウクライナ情勢や円安による光熱費高騰および食材価格の上昇が続く中、献立の工夫や物資選定による食材費の抑制などにより、献立内容を維持することが困難な状況となっています。

このような状況から、引き続き児童生徒の心と体が大きく成長できるよう安全で安心な学校給食の提供を行うため、令和7年度からの給食費の価格改定を行いたいと考えています。

改定のスケジュールですが、令和7年4月1日からとし、令和7年度徴収分からとなります。改定額ですが、1食当たりの給食費を小学校で22円、中学校で25円、率にして6.8%～6.9%の値上げ予定です。これにより、1食当たりの給食費が小学校で318円から340円に、中学校で368円から393円となります。

影響額についてですが、年間給食回数を200回で試算しますと、小学校で年間4,400円、中学校で年間5,000円の負担増となります。

今回の改定額についてですが、令和2年（2020年）の消費者物価指数を100とした場合、令和6年7月から12月の消費者物価指数の平均上昇率19.5%を参考とし、米価高騰の特殊要因6円を加えて改定額としています。

以上であります。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問ございませんか。

小倉委員

米の価格高騰については連日報道されていますが、だからと言って学校給食を値上げせずに維持していくことは難しいことと思います。この上昇価格については、きちんと計算された価格だと思いますが、給食回数で見ると結構大きな額になると感じました。自治体によっては学校給食無償化もある中で、やはりこれだけの負担増があるわけですので、保護者側の立場からすると納得いかない部分があるのかなということも

あると思います。ですので、物価高騰による価格上昇だということを保護者側にしっかり伝えることが必要だと思います。

教育部長

3年連続の給食費の値上がりということで、しっかり説明しご理解いただきたいと思っています。参考までに令和4年度、5年度で給食費の無償化を行いました。令和6年度は米価上昇分のみ補助を行い、保護者負担は据置いたところです。今回の値上げにつきましても、当初無償化を行う案もありましたが、今回の国からの交付金の使い道としては、子育て支援に回すということで「子育て応援券」の発行という形で、この額以上の額で支援を行うこととしています。

以上であります。

教 育 長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、次に、報告4「見附市いじめ防止等のための基本的な方針の改定について」を学校教育課長より報告願います。

学校教育課長

報告4「見附市いじめ防止等のための基本的な方針の一部改正について」説明いたします。

令和6年8月にいじめの重大事態の調査に関するガイドラインが改訂されたことを受けて、見附市いじめ防止等のための基本的な方針の「第3章 重大事態への対処」を中心に改正しました。併せて、文章表現なども見直しましたが、そちらについては、新旧対応表でご確認ください。ここでは大きな変更点について説明いたします。

『第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項』の「3 い

じめの防止等に関する基本的な考え方」として、「(3) いじめへの対処」では、いじめ対処のための基本的な流れ①～⑫を追加しました。

『第2章 いじめの防止等のための対策に関する事項』の「2 いじめ防止等のために市立学校において実施する施策」に、「(2) 教職員の共通理解」、市立学校は、すべての教職員がいじめに対してどう対処すべきかを認識できるように、学校基本方針や法、県条例等について理解するための職員会議や教職員研修等を年度初めに実施する。

「(3) 保護者や地域への周知」、市立学校は、学校基本方針を策定した後、学校ホームページ等を活用し速やかに当該方針を公表し、保護者及び地域住民等の理解と協力を得られるように努める。を追加しました。

また、新たに、「3 いじめの防止等のために家庭において実施する施策」を項立てし、家庭においては、法第9条及び県条例第8条に規定する保護者の責務等を踏まえ、家庭での指導等が適切に行われるよう努める。を追加しました。

『第3章 重大事態への対処』の「1 重大事態の発生と調査」を「1 重大事態の認知と報告」に改正しました。

「(1) 重大事態の意味」の「② いじめを受ける児童生徒」を「対象児童生徒」と改正し、対象児童生徒の定義を追加しました。

「③ その他の場合のとき」において、なお、申立て時点において、学校が児童生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、児童生徒の心のケアや必要な支援を行うことが重要であり、必要に応じて事実確認を行う。を追加しました。

「(2) 重大事態の報告」を「重大事態発生の報告」に改正し、報告を受けた市教育委員会は、重大事態の発生を教育長・教育委員に報告するとともに、市長にも報告する。あわせて県教育委員会に電話連絡し、所定の様式で報告する。と改正しました。

「2 市教育委員会又は学校による調査」を「2 重大事態の調査」に改正しまし

た。「(1) 調査の趣旨及び調査主体」では、この調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と市教育委員会が事実と向き合うことで、当該重大事態への対処及び同種の事態の再発防止を図るものである。と改正しました。

「(2) 調査を行うための組織」では、重大事態調査の開始が決定した時点で、所定の様式に必要事項を入力し、市教育委員会に送付する。市教育委員会は、所定の様式に必要事項を入力し、県教育委員会に送付する。を追加しました。

「(3) 対象児童生徒・保護者等に対する実施前の事前説明」、調査を始める前に、調査についての認識のすり合わせや共通理解を図るために、対象児童生徒・保護者への事前説明を行う。事前説明は、いじめ重大事態が発生したと判断した後と調査組織の構成や調査委員会等調査を行う体制が整った段階の2段階に分けて行う。

事前説明では、対象児童生徒・保護者の意向をよく聴き取り、調査の目的や調査方法、見通しなどについて丁寧に説明し、共通理解を図る。事前説明を通じて、信頼関係を築き、その関係を維持しながら調査を進めていく。を追加しました。

また、重大事態に当たると判断した後、速やかに説明・確認する事項の①～⑥、調査組織の構成や調査委員会等調査を行う体制が整った段階で説明する事項の①～⑦を追加しました。

さらに、対象児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、重大事態として法に基づき重大事態調査を行う。調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒・保護者に対して丁寧に説明する。また、関係児童生徒・保護者に対しても事前に説明する。重大事態調査は関係者の協力を前提としての調査であり、詳細な事実関係の確認を行うためには、関係児童生徒や保護者等の協力が重要となる。と関係児童生徒の定義を追加しました。

「(5) 調査中における市教育委員会及び学校の取組」を追加し、市教育委員会及び

学校は、いじめを行った児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。対象児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、対象児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。その際、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用する。を追加しました。

「3 調査結果の提供及び報告」について、「(1) 調査報告書の作成」では、調査結果について、「重大事態対策委員会」及び「校内重大事態対策委員会」は「重大事態調査報告書」を作成し、市教育委員会へ報告する。や 調査報告書に記載する標準的な項目①～⑨を追加しました。

また、対象児童生徒が自殺している場合または自殺が疑われる場合は、上記の項目に加えて、「自殺に至る過程や心理の検証（分析評価）」「自殺の再発防止・自殺予防のための改善策」を記載する。また、対象児童生徒が不登校を余儀なくされている場合は、学びの継続に向けた具体的な支援方策の検討も調査目的に含まれることから、調査内容及び対象児童生徒の状況を踏まえて、家庭や関係機関、心理・福祉の専門家等と連携して、学習面・健康面等について今後の支援方策を検討することが必要であり、検討した今後の支援方策を上記の項目に加えて記載する。を追加しました。

「(3) いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明」を追加し、市教育委員会及び学校は、対象児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒・保護者に対しても調査報告書の内容について説明を行う。その際、対象児童生徒・保護者から自身に関する記載部分について事前に要望があれば、その意向を踏まえて、該当箇所は伏せるなどの処理を行った上で、調査報告書の提示又は提供、説明を行う。を追加しました。

以上であります。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、次に、報告5「見附市こども計画について」をこども課長より報告願います。

こども課長

報告5「見附市こども計画」について説明いたします。

令和6年度、策定作業を進めてまいりました「見附市こども計画」について、1月28日から2月26日までの30日間のパブリックコメントを経て、「見附市こども計画」の内容が固まりました。結果として、パブリックコメントによる内容の修正はありませんでした。

パブリックコメントの状況ですが、68件のご意見がありました。そのうち、57件は、こどもからのご意見でした。

主な意見としては、アウトプット指標に関するものが1件ありましたが、案に記載のものが適正と判断し、計画の修正には至りませんでした。また、意見の内容の多くは、具体的な取組の提案に関するものが多く、「具体的な施策内容を検討する際の参考とする」と回答をしています。

計画については、教育長、市長の決裁後、令和7年3月策定として、公表したいと考えており、製本したものを後日、4月中になると思いますが、委員の皆様にお届けさせていただく予定です。

計画の内容については、1月の総合教育会議の時にもご紹介していますので、ここで詳しく述べることは致しませんが、令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間とし、こども・子育て施策等の基本方針や目標、具体的な取り組みを体系的に定めたものです。

こども課では、「見附市こども・子育てどまんなか条例」の周知を行っていますが、その中で、取組の具体例などとして、この計画の中身にも触れながら周知を行ってきたいと考えています。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、次に、報告6「令和7年度新採用・転入教職員面識会の開催について」を学校教育課長より報告願います。

学校教育課長

報告6「令和7年度新採用・転入教職員面識会」について説明します。

令和7年度見附市新採用・転入教職員面識会を、4月10日(木)午後3時20分より見附市文化ホールアルカディアの小ホールにて開催する予定です。見附市教職員として職責を果たすことを誓う契機とするとともに、見附市の概略と学校教育の基本方針について理解を進め、転入職員と市長及び市教委関係者、転入者同士の面識、交流を図るために開催するものであります。教育委員の皆様よりご出席いただけますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、次に、報告7「令和6年度高等学校進学状況(令和7年3月卒

業生) について」を学校教育課長より報告願います。

学校教育課長

報告7「令和6年度高等学校等進学状況について」ご報告させていただきます。

中学校卒業生339名中329名の進学が決定しました。残り10名は公立校2次募集を受験し、結果待ちということです。

資料は、本委員会終了後に回収させていただきます。よろしくお願いいたします。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、それでは、日程第3、議件に移ります。

審議に入ります。

議第10号「専決処分について（教職員人事の内申について）」を議題とします。

この議題につきましては、令和7年度当初の教職員人事でありますので、内示の日までは公開できません。従って、本議題の審議は「非公開」にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案の審議は「非公開」とすることとし、審議を進めることとします。

事務局は、会議録の調整につき、対応をお願いします。

なお、本議題に係る資料等につきましては、審査終了後に回収させていただきますので、ご了承願います。

————— ここから非公開審議 —————

----- ここまで非公開審議 -----

教 育 長

本案に関する議案書等の資料を回収いたします。事務局は対応願います。

ここで、非公開と決定しました議第10号の審議が終了しましたので、議事録の調整をお願いします。

教 育 長

次に、議第11号「専決処分について（職員人事の内申について）」を議題とします。

教育部長に説明を求めます。

教育部長

議第11号「専決処分について（職員人事の内申について）」説明いたします。

職員人事の内申について、3月18日付で専決処分をしましたので、承認をいただくものです。

異動の内容としましては、転入が10人、転出が5人、昇任及び配置換えのほかに、退職が3人となっております。

この定例会出席者の中では、学校教育課の佐藤課長が県に転出、こども課の鈴木課長が中越福祉事務組合に転出、教育総務課の岩崎補佐が市民税務課へ異動となります。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり内申することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり内申することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第12号「学校耳鼻科医の委嘱および解嘱について」を議題とします。

学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第12号「学校耳鼻科医の委嘱及び解職について」ご説明いたします。

見附市の学校耳鼻科医 泉 聰司さんが、令和6年度末をもって学校耳鼻科医を辞職したい旨の申し入れがありました。それに伴い、見附市南蒲原郡医師会より後任者として適切な者の推薦がありましたので、泉 聰司さんを令和7年3月31日付けで解職し、後任として、井口 正男さんを令和7年4月1日付けで委嘱するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第13号「学校薬剤師の委嘱および解嘱について」を議題とします。

学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第13号「学校薬剤師の委嘱及び解職について」ご説明いたします。

見附市の学校薬剤師 笹本 茉央さんが、令和6年度末をもって学校薬剤師を辞職したい旨の申し入れがありました。それに伴い、長岡市薬剤師会より後任者として適切な者の推薦がありましたので、笹本 茉央さんを令和7年3月31日付けで解職し、後任として、原山 正敏さんを令和7年4月1日付けで委嘱するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第14号「見附市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

教育部長に説明を求めます。

教育部長

議第14号「見附市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を説明いたします。

規則改正の目的についてですが、令和7年度から、出産後の母子の心身ケア並びに育児相談体制の充実を図るため「助産師」を採用することから、職名に「助産師」を加えるものです。

条文について、説明いたします。

第2条別表中「保健師」の次に「助産師」を加えるものです。

附則におきまして、施行期日を令和7年4月1日と定めるものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第15号「見附市地域子育て支援拠点事業補助金交付要綱の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第15号「見附市地域子育て支援拠点事業補助金交付要綱の制定について」説明いたします。

要綱制定の理由ですが、この要綱は、こどもを安心して育てることができる環境を整備するため、民間保育所等が行う地域子育て支援拠点事業に要する経費に対し、国の要綱に基づく補助金を交付することに必要な事項を定めるものです。令和6年度から市内認定こども園で、同事業を開始していることから、制定したいものです。

主な条文を説明します。

第1条で本要綱の目的を定め、第2条で拠点事業を行う設置者に対して補助金を交付することを定め、第3条で補助対象事業は、国の実施要項に定める事業と定めています。第4条以降は、事業の実施と補助金交付について必要な手続等を定めています。

附則において、この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものです。

以上です。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第16号「見附市子ども・子育て地域協議会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第16号「見附市子ども・子育て地域協議会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明いたします。

一部改正の理由ですが、これまで、子ども・子育て地域協議会は、本要綱に基づき、「見附市子ども・子育て支援事業計画」について、ご意見をいただいていた。令和5年のこども基本法の施行により、「こども計画」の策定が努力義務とされ、見附市では、既存の「見附市子ども・子育て支援事業計画」と「見附市こども計画」を一体的に策定したため、今後、当地域協議会の所掌事務として、「見附市こども計画」に関して意見を述べることとなりますので、本要綱を改正するものです。

主な改正の中身ですが、所掌事務を定める第2条第1号において、「見附市子ども・子育て支援事業計画」を「見附市こども計画」に改め、その他、必要な改正を行うものです。

附則において、この要綱は、公布の日から施行するものです。

以上です。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第17号「見附市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第17号「見附市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明いたします。

一部改正の理由ですが、令和7年度から、放課後児童クラブの新設、名称変更、実施場所変更、事業終了がありますので、本要綱の改正が必要となりました。

葛巻地区のクラブは、保護者会運営の「葛巻めだか学童クラブ」が事業終了し、社会福祉法人見附福祉会が運営する「第三ひだまりキッズクラブ」に変更となります。

新潟地区においては、コミュニティほっと新潟が新潟小学校内で運営していた「わかば学童クラブ」が事業終了し、令和6年度から事業開始していた、社会福祉法人新潟保育園運営の「ハートキッズクラブ」の実施場所が新潟小学校内に移ります。

また、見附小学校と葛巻小学校の児童が利用する、西地区スマイルコミュニティが運営してきた「西地区あかり学童クラブ」は、運営団体が、社会福祉法人ウェルネスに引き継がれ、名称が「あかり児童クラブ」となります。

これらを反映させるのが今回の改正となります。

改正条文ですが、児童クラブの名称及び実施場所を定める別表を修正するものです。

附則において、この要綱は、令和7年4月1日から施行するものです。

以上です。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第18号「見附市産後ケア事業実施要綱の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第18号「見附市産後ケア事業実施要綱の制定について」説明いたします。

要綱制定の理由ですが、これまで、ネウボラみつけ等で実施していた利用者支援事業を、令和6年度より「こども家庭センター」全体での事業に位置付け、「見附市利用者支援事業実施要綱」に基づき実施することとしました。そのため、重複する部分を削り、「産後ケア事業」のみを要綱に残し、実施できるよう、「見附市妊娠・出産包括支援事業実施要綱」を全部改正するものです。

主な条文を説明します。

第1条は要綱の趣旨を定めています。第3条で、利用対象者は、市内に住所を有す

る産婦および乳幼児であって、産後ケアを必要とするものと定めています。第4条では事業内容を定め、「通所型」「訪問看護型」「訪問ヘルパー型」「日帰り型」「宿泊型」の内容を定めています。なお、「宿泊型」は令和7年度から開始したいものです。第6条で、利用できる回数や期間を定め、第10条で、利用者が事業者等に支払う自己負担金を定め、第16条では、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるとしています。

附則におきまして、この要綱は、令和7年4月1日から施行するものです。

以上です。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第19号「見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第19号「見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要綱の一部を改正する要

綱の制定について」説明いたします。

一部改正の理由ですが、「児童扶養手当法施行令」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が改正されたことにより、新潟県の「ひとり親家庭等医療費助成事業実施要領」の一部改正が行われたため、本要綱の改正を行うものです。

改正内容ですが、第2条、第3条における、引用法令条項の修正を行うものです。

附則におきまして、この要綱は、公布の日から施行し、法令及び県要領の改正日に合わせて、改正後の第2条第3項の規定は、令和6年4月1日から、改正後の第3条第3項の規定は、令和6年11月1日から適用するものです。

以上です。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第20号「見附市保育園等における業務効率化推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第20号「見附市保育園等における業務効率化推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明します。

一部改正の理由ですが、市内の私立保育園等がICT化を推進し、保育士の業務負担の軽減を図るとともに、安全かつ安心な保育環境の確保を図る事業に対し、国の「保育所等業務効率化推進事業実施要綱」に基づき補助金を交付するにあたって必要な事項を定める本要綱を、国の要綱改正に合わせ、改正するものです。

改正の要旨ですが、定義を定める第2条において、「私立保育園等」という言葉の定義に、幼保連携型以外の認定こども園も含まれるよう記載を修正します。

また、別表を国要綱に合わせて改正し、補助対象となる機能、機能の数による基準額等を改めます。

附則におきまして、この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものです。

以上です。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第21号「見附市保育対策総合支援事業補助金交付要綱の制定について」並びに、議第22号「見附市保育対策総合支援事業補助金交付要領を廃止する要領の制定について」の2案を一括して議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第21号「見附市保育対策総合支援事業補助金交付要綱の制定について」説明します。

制定の理由ですが、保育対策総合支援事業費補助金交付要綱および認可保育所等設置支援事業実施要綱に基づき、事業者が行う保育環境改善等事業に要する経費に対し、補助金交付に必要な事項を定める要綱を制定するものです。

主な条文を説明します。第1条では趣旨を定めています。第2条で、補助の対象となる事業及び経費を定めており、エアコンの設置や更新を行う「熱中症対策事業」、午睡中の事故防止を行う「安全対策事業」を対象とするものです。第3条で、対象事業者は、市内の保育所、認定こども園、小規模保育事業所等と定めています。第4条では補助金の額の算定方法を定めるものです。第5条から第12条まで、交付申請等の手続きを定め、第13条で、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるとしています。

附則におきまして、この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものです。

続きまして、議第22号「見附市保育対策総合支援事業補助金交付要領を廃止する要領の制定について」説明いたします。

廃止の理由ですが、本要領は、新型コロナウイルス感染症対策事業を実施する私立保育園等に対し、補助金を交付する際に必要な事項を定めたものです。議題21号でもご説明しました、国の保育対策総合支援事業費補助金交付要綱に基づいたものでし

たが、国の要綱が改正され、本要領に定める新型コロナウイルス感染症対策事業が規定されなくなったため、本要領を廃止するものです。

附則におきまして、この要領は令和7年4月1日から施行するものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本2案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本2案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

以上で、本日提出された議題の審議は、全て終了しました。

これにて、令和7年第2回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

15時00分 閉会

以上、会議の概要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び議事録署名委員ここに署名する。

教 育 長

渡 邊 茂 夫

議事録署名委員

齋 木 町 奈 子

